

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、精神障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三股町

公表日

平成27年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者手帳に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認
③システムの名称	総合福祉システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の第14項ならびに内閣府、総務省令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 岩松 健一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

